

墨田区のお知らせ2013.10.21

すみだ

発行：墨田区(介護保険課) ☎5608-6924 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協力を表すものです。

介護保険特集号

●11月11日：介護の日

介護についての理解と認識を深め、介護従事者や介護サービス利用者とその家族を支援するとともに、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、平成20年に、厚生労働省が定めた。毎年この日を中心に、全国で様々な啓発行事が行われる。

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすために 新しい地域密着型サービスを紹介します

今後、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加することを踏まえ、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活できるように、区では、地域密着型サービスの整備を進めています。新しい地域密着型サービスである、「複合型サービス」と「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を提供する事業所が区内にも開設しましたので、ぜひ、ご利用ください。



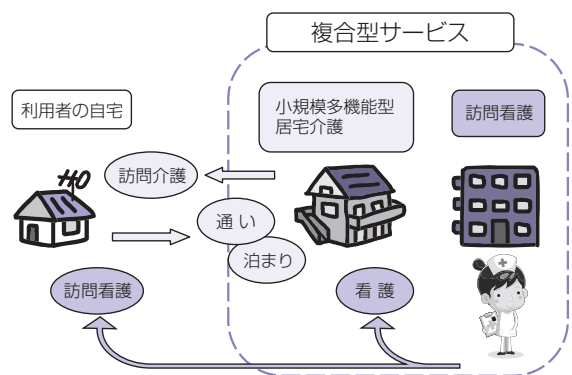
複合型サービス

「複合型サービス」は、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービスです。「小規模多機能型居宅介護」は、事業所への「通い」を中心としながら、事業所での「泊まり」や利用者宅への「訪問介護」ができるサービスです。「訪問看護」は、医師の指示書に基づいて、看護師が利用者宅を訪問し、療養上の世話などを行うものです。

これにより、一つの事業所で一体的にサービスを提供することが可能となり、利用者の生活リズムに合わせた柔軟なサービス提供ができるほか、顔なじみの職員が対応するため、認知症の方でも安心して利用できます。

サービス内容等の詳細は、下表の事業所にお問い合わせください。

【対象】区内在住で要介護1～5の方 **【利用者負担】**1万4568円～3万5096円(目安) *別途、食費や宿泊費が必要 **【問合せ】**介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924



定期巡回・随時対応型訪問介護看護

このサービスは、「訪問介護」と「訪問看護」が密接に連携し、1日に複数回、定時に利用者宅を訪問する「定期巡回サービス」と、事業所に待機する24時間対応のオペレーターの判断に基づき、必要なときに利用者宅を訪問する「随時訪問サービス」を組み合わせたものです。

このサービスを利用することで、ひとり暮らしの方のほか、退院直後等で体調が不安定な方も、安心して自宅での生活を続けることができます。

サービス内容等の詳細は、下表の事業所にお問い合わせください。

【対象】区内在住で要介護1～5の方 **【利用者負担】**7511円～3万4287円(目安) **【問合せ】**介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

■サービス提供事業所

複合型サービス事業所		
複合型サービスすこやかな家 業平	業平2-9-9	☎5619-5051
小規模多機能型居宅介護事業所		
ブライトの家	菊川3-10-9	☎5600-8356
ラックの空 厩橋	本所3-4-8	☎6456-1918
せらび向島	東向島4-31-3	☎5655-4165
ラックの空 東向島	東向島6-51-7	☎5631-9070
玉ノ井プラザ あゆみの舎 ^{いえ}	墨田3-8-6	☎5631-9355
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
ジャパンケア錦糸町	太平3-11-10	☎5637-1751
ジャパンケア東向島	東向島5-1-20	☎5631-2258

11月11日(いい日、いい日)は介護の日 介護の日記念行事

■パネル展示

区では、皆さんが介護についての理解と認識を深められるよう、日ごろ行われている介護サービス等を紹介するパネル展示を行います。ぜひ、お越しいただき、介護について考えてみてください。

【とき】11月6日(水)～11日(月)午前9時～午後5時 **【ところ】**区役所1階アトリウム **【内容】**特別養護老人ホーム等の介護施設の情報や介護に役立つ情報などの展示 **【費用】**無料 **【申込み】**期間中、直接会場へ **【問合せ】**介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

■施設の公開

区内にある複合型サービス事業所と小規模多機能型居宅介護事業所の一斉見学会を実施します。ぜひ、お越しください。
【とき】11月11日(月)午後1時半～3時半 **【ところ】**左下表の複合型サービス事業所と小規模多機能型居宅介護事業所 **【費用】**無料 **【申込み】**当日直接事業所へ **【問合せ】**介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

■地域福祉のために土地を活用しませんか

区では、社会のさらなる高齢化に備えて、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービス施設の整備を進めています。

施設の整備には、500㎡程度の土地が必要です。お持ちの土地を、地域密着型サービス施設の整備に役立ててみませんか。

運営を希望する事業者の詳細等についてはお問い合わせください。

【問合せ】介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924



介護支援ボランティア・ポイント制度をご活用ください

【問合せ】介護保険課管理・計画担当
☎5608-6924

介護支援ボランティア・ポイント制度は、65歳以上で、介護サービスを受けていない区民の方を対象に実施しています。介護支援ボランティアとして登録後、区内

の特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うと、1時間当たり1ポイント(週2ポイントが上限)が付与され、年度ごとに、そのポイントに応じた活動交付金(上限額1万円)

を受け取ることができます。登録は、介護保険課(区役所4階)と下表のボランティア受入施設で随時、受け付けています。ご自身の健康維持のためにも、ぜひ、ご活用ください。

■ボランティア受入施設一覧(平成25年9月末現在)

種別	施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム(7施設)	ケアホームズ両国	両国2-5-13	☎5624-4165
	同愛記念ホーム	横網2-1-11	☎3625-6391
	なりひらホーム	業平5-6-2	☎5819-3741
	はなみずきホーム	八広3-22-14	☎3617-8734
	和翔苑	八広6-55-17	☎3617-1501
	東京清風園	立花1-25-12	☎6861-8771
	たちばなホーム	立花3-10-1	☎3613-8718
介護老人保健施設(4施設)	ろうけん隅田秋光園	横網2-7-13	☎5610-1235
	葵の園・向島	向島3-1-13	☎5608-0003
	ベレール向島	東向島2-36-11	☎3611-3111
	櫻川介護老人保健施設	堤通1-9-8	☎5630-0088
小規模多機能型居宅介護施設(4施設)	ブライトの家	菊川3-10-9	☎5600-8356
	ラックの空 厩橋	本所3-4-8	☎6456-1918
	せらび向島	東向島4-31-3	☎5655-4165
	ラックの空 東向島	東向島6-51-7	☎5631-9070
短期入所生活介護施設(1施設)	せらび両国	石原2-7-4	☎5608-4165

種別	施設名	所在地	電話番号
通所介護施設(13施設)	みどり高齢者在宅サービスセンター	緑2-5-12	☎5625-6511
	このまち両国	緑3-3-5	☎3632-0365
	デイサービスセンター両国	亀沢2-14-8	☎5819-3216
	プラチナステーション両国	石原2-8-11	☎5819-6551
	よりあいデイ・つくし	本所1-26-4	☎6658-8358
	パル墨田	吾妻橋2-5-1	☎5619-1363
	すみだ福祉保健センター	向島3-36-7	☎5608-3712
	しらひげ乃湯	堤通2-7-37	☎5631-2239
	うめわか高齢者在宅サービスセンター	墨田1-4-4	☎5630-8008
	デイサービスセンター墨田	墨田1-7-2	☎3618-2515
	だんらんの家 すみだ	墨田4-57-15	☎6657-0412
	デイサービスやわら	京島3-23-11	☎6657-0715
	たちばな高齢者在宅サービスセンター	立花3-2-9	☎3617-8341
有料老人ホーム(3施設)	グランヴィ歳王	亀沢4-10-3	☎5619-7080
	ライフ高石	文花1-21-1	☎3619-3225
	ニチイホーム墨田	立花6-7-10	☎3613-3181



まちの介護相談員をご紹介します

【問合せ】介護保険課管理・計画担当
☎5608-6924

介護保険に関する疑問や不安などを、介護相談員が区民の皆さんからお聞きして、問題解決のお手伝いをします。

介護保険課へご連絡いただければ、各地区の相談員に連絡を取り次ぎますので、お気軽にお問い合わせください。



担当地区：文花、立花、八広、東墨田	及川栄子、名和田鶴江、玉木 功、厨子良子、橋本初美
担当地区：錦糸、太平、横川、業平、向島、押上	村井珠子、松本 美枝子、奥山糸子、原 宏、坂西初枝、中山君平、霜鳥博美
担当地区：京島、東向島、堤通、墨田	長倉和子、増子育子、渡邊和子、川村時子
担当地区：両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋、横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋	高橋 千枝子、中島安江、山本恵子、飯田道子



介護保険特別会計の状況をお知らせします

【問合せ】介護保険課管理・計画担当
☎5608-6924

■平成24年度介護保険特別会計決算状況など

24年度の被保険者数、認定者数、介護保険特別会計の決算状況は下表のとおりです。

第1号被保険者数(65歳以上の方)	5万6169人(前年度比 1925人増)
要介護(要支援)認定者数	1万 135人(前年度比 582人増)

① 被保険者数と認定者数は、25年3月31日現在の数です。

歳入	保険料(65歳以上の方の保険料)	35億 1146万円
	国庫支出金(国からの収入)	35億 2252万円
	支払基金交付金(40歳～64歳の方の保険料)	43億 7699万円
	都支出金(都からの収入)	23億 9028万円
	繰入金(区一般会計・基金からの収入)	26億 5134万円
	その他(繰越金、その他の収入)	2億 9934万円
	合計	167億 5193万円

歳出	総務費(認定に係る経費や職員の人件費)	5億 4804万円
	保険給付費(介護保険サービス利用料の9割相当額など)	148億 1290万円
	地域支援事業費(介護予防や高齢者支援総合センターの経費)	3億 5981万円
	その他(保険料の還付や国等への返還金)	4億 4141万円
	繰越金(翌年度へ繰り越す余剰金)	5億 8977万円
	合計	167億 5193万円

保険給付費の内訳	居宅サービス給付費	86億 1164万円
	施設サービス給付費	44億 5575万円
	地域密着型サービス給付費	9億 3676万円
	特定入所者介護サービス費	4億 5106万円
	高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費	3億 3716万円
	審査支払事務等の委託経費	2053万円
	合計	148億 1290万円

繰越金の使途	国への返還金	1669万円
	支払基金への返還金	3567万円
	都への返還金	2891万円
	区一般会計への返還金	9079万円
	介護給付費準備基金積立	4億 696万円
	介護保険料還付金	1075万円
合計	5億 8977万円	



介護サービスを上手に活用しましょう

【問合せ】介護保険課給付担当
☎5608-6149

介護サービスには、常時介護が必要な「要介護」と認定された方を対象とした「介護給付サービス」と、要介護状態となるおそれのある「要支援」と認定された方を対象とした「予防給付サービス」があります。

「要介護」と認定された方は、自宅で生活しながら利用する訪問介護などの「居宅サービス」と、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して利用する「施設サービス」が受けられます。

「要支援」と認定された方は、「施設サービス」を除き、「要介護」と認定された方とほぼ同じ内容のサービスが受けられます。

サービスの内容の詳細は、お気軽にお問い合わせください。

サービス費用の1割を利用者が負担します

介護サービスを利用した場合、原則として、そのサービスにかかった費用の1割は利用者の自己負担となります。

在宅でサービスを利用する場合は、要介護状態区分別に利用限度額（右の表1）があり、この額を超えた分のサービス利用料は、全額自己負担となります。

利用者負担額の軽減制度があります

■介護保険施設の入所費用の減額

世帯員全員が住民税非課税の場合は、区へ申請すると介護保険施設に入所する方の食事代や部屋代が減額されます。

■介護サービス利用料の減額

世帯員全員が住民税非課税で、世帯全体の年間収入額および預貯金額が基準（右の表2）以下の方は、区へ申請すると軽減制度を実施している事業者が行うサービスの利用料等が減額されます。

ただし、介護保険料を滞納している方等は対象になりません。

福祉用具購入費等を支給します

■福祉用具購入費の支給

要介護（要支援）と認定された方が、介護保険の指定を受けた「特定福祉用具販売事業者」から福祉用具を購入した場合は、区へ申請すると購入費の9割が支給されます。

【支給額】年間10万円を上限に、支払った費用の9割（支給限度額9万円）**【対象となる福祉用具】**腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分

■住宅改修費の支給

要介護（要支援）認定を受けた方が住宅改修をする場合は、工事前に区へ申請すると改修費の9割が支給されます。

【支給額】1人につき20万円を上限に、支払った費用の9割（支給限度額18万円）**【対象となる住宅改修】**手すりの取付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化のための床材変更、引き戸等への扉の取替え、和式便器から洋式便器への取替え

■要介護状態区分別の利用限度額（表1）

要介護状態区分	在宅サービス限度額の目安（1か月間）
要支援1	5万4800円
要支援2	11万4600円
要介護1	18万2700円
要介護2	21万4700円
要介護3	29万4800円
要介護4	33万7200円
要介護5	39万4800円

①在宅サービス限度額は、利用するサービスの種類によって異なります。

■年間収入額および預貯金額の基準（表2）

世帯人数	年間収入額	預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

②以下、世帯人数が1人増えるごとに、年間収入額に50万円、預貯金額に100万円を加算します。



いつまでもいきいきと暮らすために 介護予防事業にご参加ください

【問合せ】高齢者福祉課相談係
☎5608-6178

区では、区内在住で65歳以上の方を対象に、様々な運動教室や講演会などを行っています。11月以降は、下表のとおり開

催を予定していますので、ぜひ、ご参加ください。

なお、各教室・講演会の詳しい内容や申

込方法については、墨田区のお知らせ「すみだ」などで、随時ご案内します。

■11月～平成26年3月実施予定の介護予防事業（区内在住で65歳以上の方が対象）

事業名	とき	ところ	内容
歩いてスッキリ運動教室（全8回）	11月1日～12月20日の毎週金曜日	立花一丁目団地第一集会所（立花1-26-2）ほか	公園内を歩きながら行う筋力向上の運動
高齢者パワートレーニング教室（各全8回）	11月5日～12月24日の毎週火曜日	業平三丁目集会所（業平3-2-5）	転倒や閉じこもり予防のための、自宅でもできる、器具を使わない簡単な筋力トレーニング
	26年2月4日～3月25日の原則火曜日 *日程の詳細は問合せ先へ	曳舟集会所（東向島2-17-14）	
からだ元気アップ教室（全8回）	12月11日～26年3月26日の第2・第4水曜日	区総合体育館（錦糸4-15-1）	転倒を予防するための下肢筋力向上を中心とした運動と体操
うんどう習慣日	毎月第3水曜日	若宮公園（本所2-2-19）、本所地域プラザ（本所1-13-4）	公園内の「うんどう遊具」を使用した、「立つ」、「歩く」などの運動
東あずま公園集会所健康体操	毎月第2・第4金曜日	東あずま公園集会所（立花2-32-12）	体の柔軟性を高めるストレッチ運動を主とした体操
長寿のための健康づくり体操	各会場毎月2回	区内の地域集会所など12会場	専門の介護予防指導員が行う体操指導
腰痛予防講演会（全2回）	11月13日（水）・20日（水）	すみだ女性センター（押上2-12-7-111）	腰痛（膝痛）の原因・対策についての講義と、自宅で簡単にできる腰痛予防体操
フットケア講演会	26年1月20日（月）	区役所会議室121（12階）	転倒や骨折を予防するための、足や足の爪のケアの方法についての講義
口腔ケア講演会	26年2月18日（火）	区役所会議室121（12階）	お口の元気度チェック、お口のケアの方法の講義、お口のトレーニング
	26年2月20日（木）	曳舟文化センター（京島1-38-11）	
	26年2月25日（火）	みどりコミュニティセンター（緑3-7-3）	

家具転倒防止器具取付事業、ガラス飛散防止フィルム取付事業 をご活用ください

高齢者や障害者のいる世帯を対象に、家具の転倒防止器具やガラス飛散防止フィルムの取付費用を助成します。助成には限度額があり、家具転倒防止器具の取付けの限度額は1万4000円、ガラス飛散防止フィルムの取付けの限度額は1万7000円です。

【対象となる方】区内在住で、次のいずれかの要件を満たす方 ▶ 満65歳以上の方 ▶ 身体障害者手帳1・2級の方 ▶ 愛の手帳1度～3度の方
【対象となる部屋】対象となる方が生活する部屋 * それ以外の部屋でも、この事業の対象と認められる家具などがある場合は適用
【申込み】申請書を直接、平成26年3月7日までにいずれかの問合せ先へ提出 * 申請書

は、各問合せ先・出張所で配布**【問合せ】**▶ 高齢者のいる世帯＝高齢者福祉課支援係（区役所4階）☎5608-6168 ▶ 障害者のいる世帯＝障害者福祉課障害者給付係（区役所3階）☎5608-6163



65歳以上の高齢者の方の実態把握調査を行っています

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるように、介護・福祉・医療等が連携してサービスを提供する仕組みづくりが、今後の重要な課題となっています。

そこで区では、65歳以上の高齢者の生活実態や、福祉・介護サービス等の必要性を把握し、それぞれの状況に合った福祉・介護サービスにつなげるために、区内8か所の高齢者みまもり相談室の職員が、高齢者の方全員のご家庭を訪問し、実態把握調査を実施しています。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、お聞きした情報は、墨田区個人情報保護条例に基づき、厳正に管理しています。
【問合せ】高齢者福祉課相談係 ☎5608-6170

「高齢者みまもり相談室」と「高齢者支援総合センター」をご利用ください

【問合せ】高齢者福祉課相談係 ☎5608-6170

高齢者みまもり相談室

地域から孤立するおそれのあるひとり暮らし等の高齢者に関する相談と、高齢者を支える地域づくりを支援する窓口です。

【受付日時】月曜日～金曜日午前9時～午後5時 * 祝日・年末年始を除く

高齢者支援総合センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための総合相談窓口です。

【受付日時】月曜日～土曜日午前9時～午後6時 * 祝日・年末年始を除く * 虐待等の通報は電話で24時間受け付け

うめわか ①

相談室 ☎5630-6511
センター ☎5630-6541

【所在地】墨田1-4-4
シルバープラザ梅若内

【担当区域】堤通、墨田、東向島四丁目

むこうじま ②

相談室 ☎6657-2731
センター ☎3618-6541

【所在地】東向島2-36-11
ベレーール向島内

【担当区域】東向島、京島

こうめ ③

相談室 ☎5619-6511
センター ☎3625-6541

【所在地】向島3-36-7
すみだ福祉保健センター内

【担当区域】向島、押上

同愛 ④

相談室 ☎3625-6421
センター ☎3624-6541

【所在地】横網2-1-11
同愛記念ホーム内

【担当区域】横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋

みどり ⑤

相談室 ☎5625-6551
センター ☎5625-6541

【所在地】緑2-5-12
アウトピアみどり苑内

【担当区域】両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋

はなみずき ⑥

相談室 ☎3614-1465
センター ☎3610-6541

【所在地】八広3-22-14
はなみずきホーム内

【担当区域】八広、東墨田

文花 ⑦

相談室 ☎3614-6511

【所在地】文花1-32-1-101
墨田区シルバー人材センター内

【担当区域】文花、立花

たちばな ⑧

センター ☎3617-6511

【所在地】立花3-2-9
たちばな高齢者在宅サービスセンター内

【担当区域】文花、立花

なりひら ⑨

相談室 ☎5809-7400
センター ☎5819-0541

【所在地】業平5-6-2
なりひらホーム内

【担当区域】錦糸、太平、横川、業平

